

大潟村介護サービス事業経営戦略

(秋田県大潟村)
(大潟村介護サービス事業特別会計)

第1 経営の基本方針

少子高齢社会において、高齢者が自立し、或いはそれぞれの状況に合った介護を受けて安全に安心して暮らせるためには、サービスの提供が不可欠である。当村においては、介護サービス施設を指定管理にて運営しているため、これ以上のコストの削減は難しく、現在のサービスの質及び経営を維持していく方針である。

第2 計画期間

平成28年度から平成37年度まで10年間

第3 投資・財政計画(別紙あり)

(1) 投資について

現在の施設について、計画的な改修は今のところ想定していないが、設備の劣化・故障等状況に応じた対応を図る。

(2) 財源について

現在は、指定管理者制度を利用して施設の運営を行っており、施設の利用率は上限に近く、これ以上の利用者負担は見込めないと考える。必要最低限サービスの質を維持するためにも、現在同様一定の基準で一般会計からの繰入を行っていく。

第4 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

現在、職員は1名で対応している。今後も効率的な事務事業を行っていく。

(2) 広域化に関する事項

現在は検討していない。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

現在は、指定管理者制度を利用して、社会福祉法人のノウハウを活用して施設の運営を行っており、今後も継続していく予定。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

現在のところ検討していない。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

現在のところ検討していない。

(6) 資金管理・調達に関する事項

現在のところ検討していない。

(7) 情報公開に関する事項

村の広報誌及びホームページにより行う。

(8) その他重点事項

特になし。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

大潟村の老人福祉事業の拠点として、複合施設を整備することで、福祉サービスの充実及び向上に資する。

(2) 公営企業として実施する必要性

大潟村は、自治体の規模及び設立の経緯等から、民間事業者による各種施設の整備は難しい状況にある。村が主体となって必要な施設を整備し、指定管理者制度等を活用しながら運営することで、住民のニーズに沿った施設整備と管理運営を行うことができる。

(法非適用企業)

収支計画(※)

大湊村 介護サービス

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	2,988	8,073	1,810									
積 立 金	(K)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度からの繰越金	(L)	7,273	9,261	16,341	17,151	16,151	15,151	14,151	13,151	12,151	11,151	10,151	9,151
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	9,261	16,334	17,151	16,151	15,151	14,151	13,151	12,151	11,151	10,151	9,151	8,151
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	9,261	16,341	17,151	16,151	15,151	14,151	13,151	12,151	11,151	10,151	9,151	8,151
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	92.1	93.2	90.9	90.2	90.2	90.2	90.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	218,691	211,145	225,239	227,491	229,766	232,064	234,385	236,728	239,096	241,487	243,902	246,341
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	218,691	211,145	225,239	227,491	229,766	232,064	234,385	236,728	239,096	241,487	243,902	246,341
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	156,003	156,003	131,027	105,650	79,865	53,667	27,047					

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		31,887	17,861	10,840	9,853	10,700	11,571	12,466	13,495	14,881	16,300	17,752	19,237
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		31,887	17,861	10,840	9,853	10,700	11,571	12,466	13,495	14,881	16,300	17,752	19,237
資本的収支分		24,581	24,976	25,377	25,785	26,198	26,620	27,047					
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		24,581	24,976	25,377	25,785	26,198	26,620	27,047					
合 計		56,468	42,837	36,217	35,638	36,898	38,191	39,513	13,495	14,881	16,300	17,752	19,237